

ISDA® JAPAN MONTHLY UPDATE

2017年2月

コミッティ活動

REGULATORY: 担当 森田 (tmorita@isda.org)

2月14日、ISDAはCFTCに対し、CFTCの証拠金規制と本邦の証拠金規制の両方の規制の対象となるCovered Swap Entities (CSEs) に課せられたT+1の決済期限と日次での計算義務を免除するよう、要望書を提出した。

要望書に対し、2月23日にCFTCは[No Action Letter No. 17-13](#)を公表し、本邦およびCFTCの証拠金規制の対象となるSDと本邦の監督指針先との中央清算されない店頭デリバティブ取引については、以下の条件においてCommission Regulation 23.153 (a) ,(b) の要件から免除されるとした。

1. Commission Regulation 23.153(C)で定められた金額を超えない最低引渡し担保額について、SDはCommission Regulations 23.153(a)に準じた変動証拠金は中央清算されない取引が行われてから3営業日以内に授受を行う。(「T+3」)
2. Commission Regulation 23.153(C)で定められた金額を超えない最低引渡し担保額について、SDはCommission Regulations 23.153(b)に準じた変動証拠金は中央清算されない取引の解約、または終了まで、少なくとも3営業日以内に計算、授受を行う。
3. SDは監督指針先とのすべての取引について、Commission Regulation 23.153(a)と(b)のT+1の要件に準じるために最善を尽くすこと。
4. 2020年3月1日までは、SDは監督指針先とのすべての取引について、Commission Regulation 23.153(a)と(b)のT+1に準じること。

日本円ベンチマーク・フォールバック・ワーキンググループ

2月13日と27日、ISDAはミーティングを開催し、1月10日に開催された、全てのベンチマーク・ワーキンググループ合同での電話会議、1月31日に開催されたUSDとGBP/EUR/CHFベンチマーク・ワーキンググループの合同電話会議の内容を中心に、2月14日に開催されたUSDとGBP/EUR/CHFベンチマーク・ワーキンググループの合同電話会議の内容も含め、全てのグループの検討内容を踏まえた話し合いを行った。

議題は関連するレートについて、レートの公表に関して、突然ではない停止がトリガーとなる場合のフォールバックについてもWGの検討対象とすることについて、また、リスク・フリー・レートとして選定されたものをフォールバックレートとする場合のタームストラクチャーの構築などについて話し合いが行われた。

CREDIT DERIVATIVES: 担当 森田 (tmorita@isda.org) / 洞口 (khoriguchi@isda.org)

Mitsubishi Chemical Corporation

2月15日、2016年3月28日あたりでの三菱化学株式会社の承継イベント発生の有無と三菱ケミカルホールディングスが承継者であるかどうかに関する[DC決議](#)をウェブサイト上で公表した。

コミッティ並びに作業部会会合/コンファレンスの予定

JPY Benchmark Fallback Working Group (日本語による会議)	3月13日、27日
Overview & Implications of Final Basel Capital Rules (英語と日本語によるセミナー)	4月12日
Japan Collateral Working Group (日本語による会議)	4月19日
Japan Trust Bank's Fund Account Sub-Working Group (日本語による会議)	tbd